

産業廃棄物税のあり方の検討にあたって

1 産業廃棄物税導入の経緯等

循環型社会の構築に向け、本県では、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の自主的な取り組みの促進や法令等に基づく規制的手法により施策の拡充を図ってきた。

平成14年12月25日の環境審議会において「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例について」の答申がなされた際、産業廃棄物の適正な処理を確保するため、これまでの規制的手法だけでなく市場経済の原理に沿った手法、いわゆる経済的手法の導入について検討する必要があるとされた。

それを受け、平成15年5月に設置した「産業廃棄物税等の経済的手法のあり方検討会」やその後の環境審議会等での検討を経て、最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税する福島県産業廃棄物税条例（平成17年福島県条例第4号）が平成17年3月25日に公布され、平成18年4月1日から施行されている。

なお、産業廃棄物税は、福島県独自に導入された法定外目的税（※）である。

※ 法定外目的税とは、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税をいう。

福島県産業廃棄物税条例の附則において、施行後5年（平成23年3月）を目途として条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、今回、平成23年度以降の産業廃棄物税のあり方について検討をお願いするものである。

2 税制度の概要

ア) 目的

- 産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進する。
- 産業廃棄物税の税収を用いて、産業廃棄物の発生抑制や減量化、リサイクルの推進等の施策をより一層推進する。

イ) 納税義務者

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

ウ) 課税標準

県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

エ) 税率

1,000円/1トン

オ) 徴収方法

- 排出事業者又は中間処理事業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収（※）とする。

※ 特別徴収とは、特別徴収義務者として登録した者が納税義務者から税を徴収し、県に納める制度。

- 排出事業者又は中間処理事業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合（自社最終処分）は、申告納付の方法による。

カ) 課税の特例

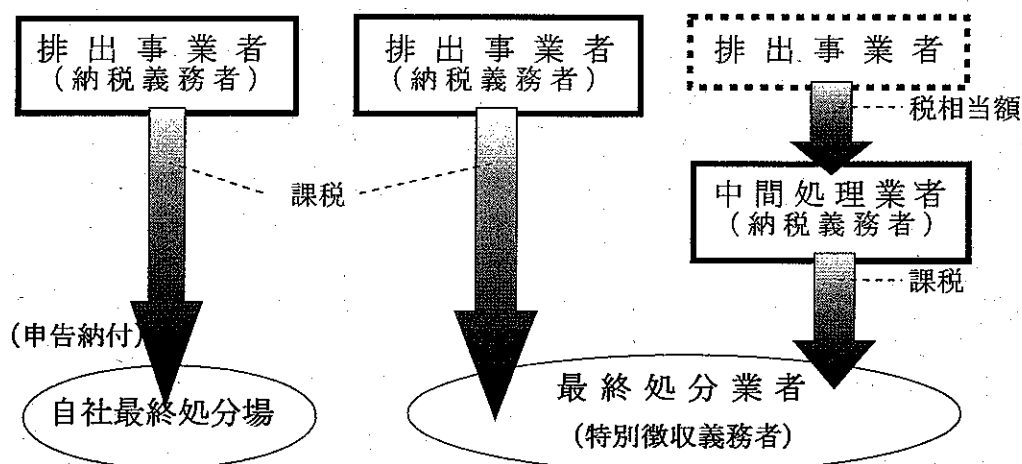
- 自社最終処分の場合は、その重量の1/2を課税標準とする。
- 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万tを超える場合は、その超えた部分の1/2を課税標準とする。

キ) その他

- 下水道汚泥は課税対象
- 併せ産廃（※）は課税対象としない。

※ 併せ産廃とは、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市町村等の一般廃棄物処分場で併せて処理される産業廃棄物をいう。

◆税の仕組み図◆



3 他県の税制度の概要について

産業廃棄物に対する課税は、平成14年度に三重県が初めて導入して以来、平成21年10月現在で本県を含む27道府県で導入されている。

また、東北地方では6県すべてで導入されている。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち、排出事業者が年間排出量等から税額を計算して県に直接申告納付する方式（事業者申告納付方式）を採用しているのは2県のみであり、これ以外の道府県は最終処分業者等を特別徴収義務者とする方式（特別徴収方式）を採用している。

また、税率は、本県を含めた全27道府県において1トンあたり千円となっている。

現時点で見直し時期を迎えた11県すべてが制度を継続しており、東北地方では青森県、岩手県、秋田県の3県が既に2期目に入っている。

なお、これまでのところ、期間延長以外で条例の改正を行った県はない。

4 税制度検討の視点について（案）

■税導入による効果検証

- ・産業廃棄物の排出抑制等効果
- ・税充当による各種施策の成果

■税制度継続の必要性

■平成23年度以降の産業廃棄物税制度

- ・課税方式、税率、課税の特例等
- ・税収の充当方針
- ・啓発、PRのあり方（事業者の理解、適正な税転嫁、意識向上等）

他道府県における産業廃棄物税の概要

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/ト)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の有無
平成14年4月1日	三重県	産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量1000t未満は免税	課税	期間延長のみ
		産業廃棄物処理税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物立税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	期間延長のみ
平成15年4月1日	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分業者特別徴収方式	1,000	・公共下水道等から生じた汚泥、その燃えがら等は非課税	非課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年1月1日	岩手県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年1月1日	秋田県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入は250円/ト	課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	事業者申告納付方式	※1,000	・年間搬入量500t未満は免税	課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	新潟県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	山梨県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		非課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	宮城県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	東京都	産業廃棄物減量税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
平成16年4月1日	島根県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	期間延長のみ
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
平成16年4月1日	福岡県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
平成16年4月1日	佐賀県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
平成16年4月1日	宮崎県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
		産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
平成17年4月1日	大分県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式	最終処分場への搬入※1,000 焼却施設への搬入800	・年間搬入量1万トン超は税率軽減	課税	

施行年月日	道府県名	名称	課税方式	税額等(円/t)	免税等の状況	自社処分に対する課税の有無	見直し等の有無
	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税		
			焼却処理・最終処分業者特別徴収方式		・産業廃棄物の有効利用(再生利用・熱回収)が行われている施設への搬入等は免税	課税	
	長崎県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・指定副産物(石灰灰に限る)の埋立処分は税額の1/4を減免。 ・自社処分(管理型最終処分場)は税額の1/4を減免。	課税(軽減あり)	
平成18年4月1日	福島県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分場への搬入及び年間最終処分量が1万超の部分については課税標準を1/2	課税(軽減あり)	
			最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	
	愛知県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分(管理型最終処分場)は、重量の1/4を控除。 ・上記に該当し、かつ指定副産物(石灰灰に限る)の公有水面埋立区域内への搬入は重量の1/2を控除	課税(軽減あり)	
平成18年10月1日	北海道	循環資源利用促進税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	
	山形県	産業廃棄物税	最終処分業者特別徴収方式	1,000		課税	
	愛媛県	資源循環促進税	最終処分業者特別徴収方式	※1,000	・自社処分は500円/t	課税(軽減あり)	

